特記仕様書

１　工事名称

　　沖縄県栽培漁業センター採苗棟上屋および水槽等改修工事

２　場所

沖縄県国頭郡本部町字大浜８５３－１

３　工事期間

　　契約締結日の翌日から ６２０日間

４　工事概要

本事業は、本部町大浜に所在する栽培漁業センターの採苗棟水槽等を改修するものである。同棟は、昭和62年に整備され、主に養殖・放流用種苗の生産に用いられてきたが、整備後38年が経過し、施設の老朽化が著しく、安定的な種苗生産に支障をきたしている。また、コンクリートの崩落や鉄筋の爆裂も確認され、職員の安全性の観点からも危険な状態にある。それら課題を解決するため、改修を実施する。

なお、令和７年度は本工事にて上屋の一部改修、RC造水槽(50t４基、100t２基)及び基礎等を撤去（令和７年10月以降）、FRP製水槽(50t４基)に置き換えて各種配管や電気設備工事、機械設備工事などの改修を実施し、令和７年度末までにFRP製水槽(50t４基)が種苗生産に使用できる様に改修工事を実施する。令和８年度に上屋の改修およびRC造水槽（100t２基）の設置工事を実施する。

５　仕様

別添「建築工事特記仕様書」、「特記仕様書（電気設備）」、「特記仕様書（機械設備）」、「設計図書」参照

６　工事数量

　　別添「工事仕訳所・数量書」参照

６　提出書類

別添「建築工事特記仕様書」、「特記仕様書（電気設備）」、「特記仕様書（機械設備）」、本件一般競争入札公告参照

­７　設計図書の配布

　　沖縄県ホームページ内の本県公告情報にて配布する

【沖縄県ホームページ・「ホーム」―「公募・入札発注情報」―「工事（電子入札ポータル以外）・修繕・製造・設計」―「令和7年度実施業務（工事（電子入札ポータル以外）・修繕・製造・設計）」】

https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025081/1032420/index.html

8　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

（１）受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

（２）（１）により警察に通報又は操作上必要な極力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。

（３）（１）及び（２）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

（４）暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

9　その他

（１）作業の際、施設を損傷させないよう、必要な措置を講じること。

（２）所内周辺施設では魚介類種苗を飼育しているため、飼育に大きな支障を来さないよう発注者と連絡を取り、必要な措置を講じること。

（３）工事による資材保管場所は、栽培漁業センターの敷地を使用可能である。ただし、使用に当たっては発注者と事前調整を十分行うこと。

（４）業務で生じた廃材については、適切に処分すること。

（５）本仕様書および別添「建築工事特記仕様書」、「特記仕様書（電気設備）」、「特記仕様書（機械設備）」、「設計図書」、本件一般競争入札公告等に明記されていない事項、又は疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定すること。